

令和4年6月16日

真境名事務所通信（令和4-3）

建設業許可の「重要な変更届」について

沖縄市高原6丁目20番3号
行政書士真境名事務所
TEL 930-3633

こんにちは、いつも大変お世話になっております。

建設業許可を取得した後に「重要な変更事項」が生じた時には、「2週間以内」に所轄の土木事務所へ変更届を提出する義務があります。

許可の要件に関わらない軽微な変更ならば、遅れても大して問題はありませんが、許可の要件に直接関わる重要な変更については、許可の廃業にまで話が行くので、非常に注意を要します。

許可の要件に直接関わる重要な変更とは・・・

- ① 経營業務の管理責任者の変更⇒建設業に関して5年以上の経営経験がある取締役が退任した場合は、2週間以内に新しい経營業務管理責任者に変更する届け出を行う必要があります。
- ② 営業所の専任技術者の変更⇒取得した許可業種を担当する専任技術者が抜けた時も、2週間以内に別の専任技術者に変更する届け出を行う必要があります。

いずれの場合も、前任者が退任した時に後任者は会社に在籍はしていたが、単に届け出が遅れただけというものは、始末書の提出で済みます。

最も注意すべきは、①や②の退任の事実があった時に会社に後任者が不在又は2週間以上後任者を補充することが出来なかった時です。

この場合は建設業許可の要件を満たしていない状態で営業を続けた事によるペナルティとして、一部又は全部の廃業届の提出を求められます。

この事態を回避するためには、自社に経營業務管理責任者と専任技術者のバックアップ体制があるかどうかをチェックする必要があります。

特に経營業務管理責任者は、取締役経験が5年以上ある役員が必要ですので、身内に近い人を早めに取り締役にしておくことをお勧めします。

専任技術者も必要な業種に対応した免許を出来る限り複数の人に取得させておけば安心して仕事をする事が出来るというものです。

もしも代わり的人がいないう状態で退任があつた場合は調整可能な限り、社会保険の喪失年月日と新しく補充する人の資格取得届の年月日が重なるように（空白期間がないように）年金事務所へ届けるようにして下さい。

また、登記簿謄本に記載される経營業務管理責任者の退任年月日や新任の方の就任年月日を2週間以内に調整することが可能かどうかを司法書士に相談して見て下さい。

この方法が無理そうな場合は、やむを得ず一部又は全部の廃業届をしてから、新規又は追加の許可申請をすることになります。

最後に軽微な変更届出事項は下記の通りです。これらは事実があつた日から30日以内（登記日ではない）に変更届け出を行う必要がありますので、覚えておいて下さい。過ぎた場合は始末書添付になります。

《商号・名称、所在地、資本金、役員、代表者》の変更です。